

令和5年10月4日

お客様 各位

株式会社日立プラントサービス
取締役社長 岡野 邦彦

「働き方改革関連法」遵守への弊社取り組みに関するご理解・ご協力のお願い

株式会社日立プラントサービス(以下、日立プラントサービス)は、2024年4月から建設業にも適用される、「時間外労働上限規制」(時間外労働上限、月45時間かつ年360時間)への対応を喫緊の重要課題と認識し、「働き方改革関連法」の遵守及び健康で安全な現場労働環境づくりに向け、お客様をはじめ関係者の皆様へ下記内容を要望することいたしました。

日立プラントサービスは、今後もお客様との健全で持続可能な関係を構築し、皆様方のご期待に応える安全で高品質な設備工事を提供します。下記の取組み事項につきましては、お客様のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 時間外労働上限(月45時間かつ年360時間)に向けた適正な現場工期の確保
2. ワークライフバランス実現に向けた完全4週8閉所等の現場閉所日程・時間帯の設定
3. フレックス勤務、休日振替勤務等にもなう打合せ日時調整のご協力
4. 時間外労働上限規制に抵触する恐れのある社員の配置転換
5. 設計仕様の早期決定と変更期限の厳守
6. 各種検討及び資料作成の適正な時間の確保
7. 各種会議・打合せ・業務指示の定時時間内の実施
8. 完全週休2日確保に向けた、朝礼・打合せへのローテーション参加及びリモート参加の容認
9. 支障物、別途工事の遅延を起因とする場合の契約工期の変更を含めた契約内容の見直し
10. その他、現場における生産性向上・効率化策の採用

以上